

滋賀県男女共同参画センター（G-NETしが）のあり方について
男女共同参画推進の第2ステージへ（概要）

平成21年3月

滋賀県男女共同参画審議会

1. はじめに

これからの男女共同参画の推進が、知識習得や意識啓発にとどまらず、地域の様々な課題の解決につながる実践的活動へ、いわば「第2ステージ」への移行が求められていることを受けて、男女共同参画審議会では男女共同参画センターが次のステップを踏み出すよう、その役割や機能について幅広く議論した。

2. 現 状

(1) センターのあゆみ

滋賀県の男女共同参画センターは、昭和61年(1986年)、全国的にみてもいち早く設置され、時代のニーズをとらえた各種講座などを実施してきた先駆的存在

(2) センターの業務

「研修・講座の開催」「交流・活動の支援」「情報の収集と発信」「男女共同参画相談」の4つの柱で業務を実施

3. センターをめぐる社会環境の変化と課題

(1) 人々のライフスタイルと意識の多様化

- ・共働き世帯が増加し、従来からの利用の仕方の変化に対応が求められている。
- ・女性(団体)のための施設であるという先入観がある。
- ・インターネットや携帯電話の普及により、人々の情報収集や学習手段も変化。

(2) 高齢社会から超高齢社会へ

- ・高齢期の女性、男性をめぐるそれぞれ固有の課題がある。

(3) 地域団体・NPO、学校、企業等との新たな連携・協働

- ・様々な地域課題に対応するためには、地域団体・NPO、学校、企業等と連携・協働が必要。
- ・大学との調査・研究での連携や、高等学校、中学への出前授業なども考えられる。
- ・仕事と生活の調和を進めるためには企業等との連携を検討する必要がある。

(4) センターの専門性の確保と施設の有効な活用

- ・センターが、拠点施設として継続して高い専門性を確保し、男女共同参画の理念を正しく発信するためには、職員に専門的知識と経験が求められる。
- ・図書資料室の専門性を確保しつつ、いかに機能を高めていくかが課題。
- ・現在有する蔵書の社会的な有効活用が必要。
- ・県民や利用者の意見を運営に反映するため、例えば「センター運営委員会」の設置が望まれる。

(5) 市町との役割分担

- ・市町間で取組に差が生じている中、一律には分けられないが、県立施設としてセンターが果たすべき役割を整理する必要がある。

4 . センターの新しい役割

(1) 男女共同参画社会の理念の一層の浸透

- ・男女共同参画社会がこれからの社会のあり方として重要であるという認識がまだまだ社会に根付いていない。
- ・男性の生き方にも深くかかわることを含めて、わかりやすく伝えていく必要がある。

(2) 男女共同参画を推進する人材の育成

地域課題解決の視点から

- ・男女共同参画推進のために主体的に行動する人材の育成が重要。
- ・男女共同参画を直接の活動目的としない団体においても、男女共同参画の視点をもって活躍する人材の育成が必要。

(3) 情報の収集・発信機能の強化とネットワークづくり

- ・県内外の様々な取組・活動の情報を集約し、数多く情報発信することが求められる。
- ・情報収集のためのネットワークづくりが重要。
- ・交流・協働を希望する団体間のコーディネート機能も期待。
- ・暮らしの中にある生の声をすくい上げ、潜在化している課題に焦点を当て、関係機関につなげていく“ハブ的機能”を期待
- ・見えてきた地域の現状や課題、県民ニーズの施策反映が必要

(4) 男女共同参画社会づくりの調査・研究の実施

- ・専門的な調査・研究の中核施設としての役割を期待
 - ・センター独自の調査、基礎データの収集
 - ・「客員研究員制度」の検討
 - ・専門職員による大学等との調査研究の企画、組織、情報発信

(5) 男女共同参画の相談業務

- ・行政の相談機関として、相談内容から行政課題を見逃さず、施策に結びつけることが大事
- ・オンラインの活用による情報提供や相談を含め、より一層、相談しやすい環境づくりに向けての検討を期待

(6) 市町の役割とネットワークづくり

- ・市町に対する十分な情報提供、研修機会の提供などの支援が必要。
- ・地域課題や住民ニーズが県に伝わるシステムが必要。
- ・県内4市の男女共同参画センターとのネットワーク構築と相互連携

5 . おわりに

センターが、今後その専門性をより高め、十分に機能を果たすよう、この意見書を尊重し、センター利用者をはじめ広く県民のみなさんの意見を聞き、県として予算確保に努め、計画性をもって施策に取り組むことを希望する。

(意見書13～14ページに概要図あります。)